

令和5年度 第1回老人ホーム入所判定委員会 次第

日 時 令和5年6月29日（木）
午後3時
場 所 佐久市役所 8階大会議室

1 開 会

2 審議事項

（1）入所判定について

申請者 13名分

3 閉 会

資料 1

令和5年度

佐久市老人ホーム入所判定委員会 委員名簿

任期 令和4年4月1日～令和6年3月31日

氏名	役職名	備考
小 松 仁	長野県佐久保健所長	
三 木 淳	三木クリニック (脳神経内科)	
柳 澤 正 文	社会福祉法人ジェイエー長野会 養護老人ホームうすだコスモ苑施設長 (養護老人ホーム施設長)	
油 井 法 典	北佐久郡老人施設組合 養護老人ホーム佐久良荘施設長 (養護老人ホーム施設長)	令和5年4月1日委嘱 指定管理者：社会福祉 法人望月悠玄福祉会
仁 科 隆 子	野沢地域包括支援センター管理者	
井 出 和 博	佐久市高齢者福祉課長	
小 山 小 百 合	佐久市高齢者福祉課高齢者支援係長	

資料 2

○佐久市老人ホーム入所判定委員会条例

令和元年12月20日条例第27号

佐久市老人ホーム入所判定委員会条例 (設置)

第1条 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第11条第1項の規定による養護老人ホーム又は特別養護老人ホーム（以下「老人ホーム」という。）への入所に関する措置を適正に実施するため、老人ホーム入所判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事業)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について審査を行う。

(1) 老人ホームへの入所に関する措置の要否に関すること。

(2) その他佐久市福祉事務所長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 保健所長

(2) 医師

(3) 老人福祉施設長

(4) 地域包括支援センターの代表者

(5) 佐久市福祉事務所の職員

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び職務代理)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、佐久市福祉事務所長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要に応じ、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、佐久市福祉事務所において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

養護老人ホーム措置の基準

法第11条第1項第1号の規定により、老人を養護老人ホームに入所させ、又は、入所を委託する措置は、当該老人が次の（1）及び（2）のいずれにも該当する場合に行うこと。

（1）環境上の事情

次のア及びイに該当すること。

事項	基準
ア 健康状態	入院加療を要する病態でないこと。 感染性疾患を有し、他の被措置者に感染させる恐れがないこと。
イ 環境の状況	家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

（2）経済的事情

次のいずれかの事項に該当すること。

事項
ア 生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合
イ 当該老人の属する世帯の生計中心者が地方税法に規定する市町村民税の所得割を課されていない者である場合
ウ 災害の発生等により所得の状況に著しく変動がある等のため、当該老人の属する世帯又は生計中心者がア又はイに相当する状態にあると認められる場合

【参考】身体上、精神上の事情

平成18年の老人福祉法改正により、入所要件「身体上若しくは精神上又は環境上の理由及び経済的理由」から、身体上若しくは精神上の要件が削除された。

日常生活動作の状況	入所判定審査票による日常生活動作事項のうち、自分で可、又は一部介助であり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。 ※全介助が1項目以上及び一部介助が2項目以上あり、かつ、その状態が継続すると認められる場合は、特別養護老人ホームの対象。
精神の状況	入所判定審査票による認知症等精神障害の問題行動が軽度であって日常生活に支障があり、かつ、その老人の世話をを行う養護者等がないか、又はあっても適切に行うことができないと認められること。 ※入所判定審査票による認知症等精神障害の問題行動が重度又は中度に該当し、かつ、その状態が継続すると認められる場合は、特別養護老人ホームの対象。

【参考】介護認定時の認知症高齢者日常生活自立度判定基準

ランク	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準	障害者控除認定基準
I	在宅生活が基本であり、一人暮らしも可能。	非該当
II	在宅生活が基本であるが、一人暮らしは困難な場合もある。	知的障害者（軽度・中度）に準ずる
III	在宅生活が基本であるが、一人暮らししが困難で介護が必要な状態。	知的障害者（軽度・中度）に準ずる
IV	常に目を離すことができない状態。	知的障害者（重度）に準ずる
M	精神科病院や認知症専門棟を有する老人保健施設等での治療が必要な状態。	知的障害者（重度）に準ずる

資料 4

養護老人ホームへの申請時における預貯金の取り扱いについて

平成 27 年 7 月作成

「老人ホームへの入所措置等の指針について」(平成 18 年 3 月 31 日付老発 0331028) 第 5 第 1 項第 2 号に規定される経済的事情は、老人福祉法施行令第 6 条(下記参考)に規定する事項に該当することとなっている。

入所判定にあたって、経済的事情については指針の規定と併せ、預貯金額について以下の額を参考とし、入所判定委員の協議により判定するものとする。

ただし虐待等により緊急に保護等を必要とする場合は、この限りではない。

預貯金額の額	3,600,000 円	— ①×②	申請から養護老人ホーム入所までにかかる生活費
必要生活費（月額）	200,000 円	— ①	有料老人ホーム等利用料 150,000 円及びその他経費 50,000 円
申請から養護老人ホーム入所までにかかる月数	18 ヶ月	— ②	過去の措置入所者にかかった月数

【参考】

老人福祉法施行令第 6 条

(2) 経済的事情

次のいずれかの事項に該当すること。

事項
ア 生活保護法による保護を受けている世帯に属する場合
イ 当該老人の属する世帯の生計中心者が地方税法に規定する市町村民税の所得割を課されていない者である場合
ウ 災害の発生等により所得の状況に著しく変動がある等のため、当該老人の属する世帯又は生計中心者がア又はイに相当する状態にあると認められる場合